



資料 3 - 1

千 環 審 第 3 4 号
平成 2 3 年 3 月 2 3 日

千葉県環境審議会
大気環境部会長 安達 元明 様

千葉県環境審議会
会長 田畑 貞寿



審議事項の部会への付議について

平成 2 3 年 3 月 1 6 日付け大第 1 2 7 3 号で知事から諮問の
あった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第 5 条の規定
により、貴部会に付議しますのでよろしくご審議願います。

記

今後の自動車環境対策のあり方について



大 第 1 2 7 3 号

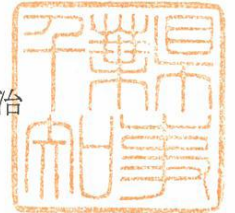
千葉県環境審議会 様

今後の自動車環境対策のあり方について（諮問）

自動車交通による環境負荷の低減を図る対策を検討するにあたり、今後の自動車環境対策のあり方について諮問します。

平成23年3月16日

千葉県知事 鈴木 栄治



（諮問理由）

自動車交通による環境への負荷については、国による自動車排出ガス規制や県ディーゼル条例の制定、低公害車の普及促進などの各種取組が進み、近年の大気環境は改善傾向にあり、平成22年度には二酸化窒素や浮遊粒子状物質の大気環境基準はおおむね達成する見込みである。

このようななか、自動車本体については、高いレベルの排出ガス基準や燃費基準を満足する車両が一般化するとともに、電気自動車の市販開始や燃料電池車等の次世代自動車の技術開発も進展している。

さらに、自動車を使用する側の県民・事業者の意識の変化や、低炭素社会の実現に向けた環境負荷低減が求められるなど、自動車を取り巻く状況が大きく変わりつつある。

そのため、基本的な施策の方向性など、今後の自動車環境対策のあり方について検討する必要がある。